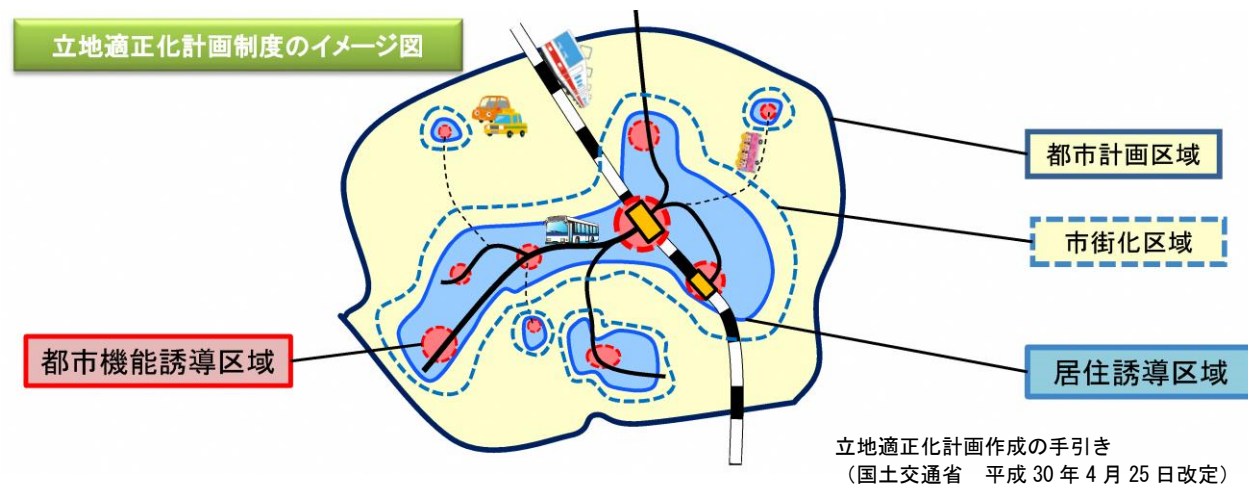


1 立地適正化計画とは

○立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものです。

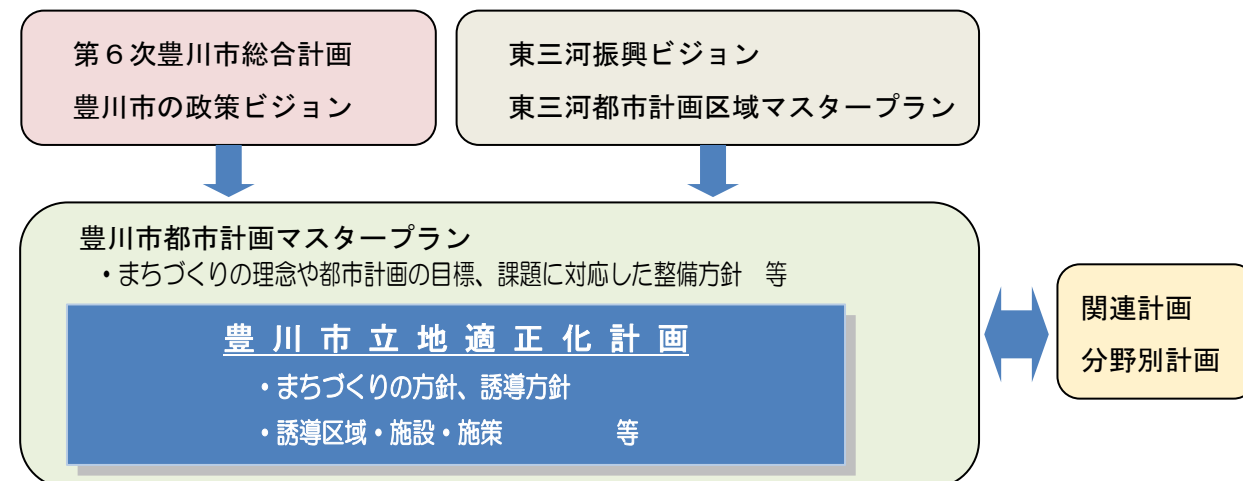
○誘導した都市機能など拠点間を結ぶ公共交通サービスの充実や公共交通沿線へ居住を誘導するなど、公共交通と居住、公共交通と都市機能の配置を一体として考えます。

○立地適正化計画では、「立地適正化計画の区域」と「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」を定めるとともに、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と都市機能増進施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」、「都市機能増進施設（誘導施設）」を定めます。また、居住の誘導及び都市機能増進施設の立地を誘導するために「市町村が講ずべき施策（誘導施策）」を定めます。



2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版であり、都市再生特別措置法に基づき、作成するものです。豊川市総合計画や東三河都市計画区域マスタープランに即するとともに、都市計画マスタープランや関連計画等との整合を図る必要があります。



3 改定の必要性

○現行の立地適正化計画は、平成26年の都市再生特別措置法の改正により創設された立地適正化計画制度に基づき、平成28年度に策定され、目標年次を令和22年（2040年）としています。

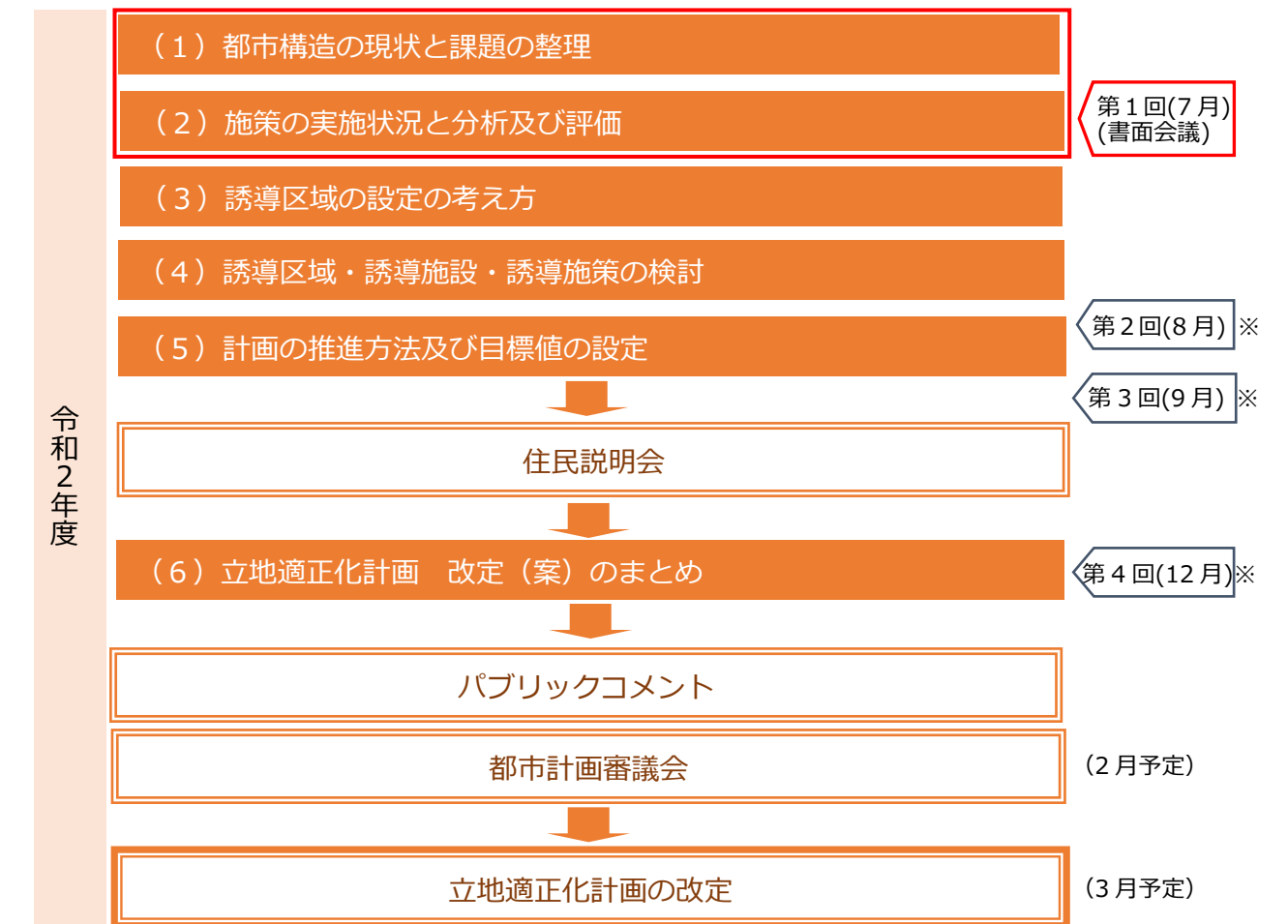
○その後、国の方針（「改正都市再生特別措置法」（H30.7施行）、「都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ～安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して～」（H30.7）、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」（R2.2閣議決定）等）を考慮して新たな制度にも対応できる計画とする必要があります。

○上位計画となる愛知県「東三河都市計画区域マスタープラン」が平成30年度に改定され、現在、本市の「豊川市都市計画マスタープラン」も策定作業中です。

○現行計画は、全国の自治体の中でも先駆けて計画策定をしているため、後発の他市等の計画と比較して、居住誘導区域の設定方法など施策を推進するうえで内容の見直しが必要となっています。

◎こうした上位計画等の改定や社会情勢の変化を踏まえつつ、今年度の都市計画マスタープランの策定に合わせ、策定後4年となる立地適正化計画についても、国の「立地適正化計画作成の手引き」で示されている、概ね5年毎に行う「施策の実施の状況についての調査、分析及び評価」を実施し、現行計画を改定することとします。

4 改定フロー



※会議等の開催時期・回数は予定です。状況に応じて変更する場合があります。

（参考）上位関連計画の概要 ※現行計画以降に策定された計画の概要です。

1. 東三河都市計画区域マスタープラン（平成 31 年 3 月）

（1）基本理念

自然や歴史を活かし、多様な産業が育まれ、
豊かな暮らしを実感できる都市づくり

「元気」豊かな自然や歴史を活かし、三河港臨海部を中心に集積した工業、県内で最も盛んな農業、レクリエーション・温泉などの観光資源など、多様な産業が育まれる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」まちなかから郊外の暮らしに至るまで、都市機能や生活利便性、地域のコミュニティを維持しながら、豊かな暮らしを実感できる都市づくりを進めます。



（2）都市づくりの目標

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡地区をはじめとするレクリエーション資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

2. 豊川市空家等対策計画（平成 30 年 3 月）

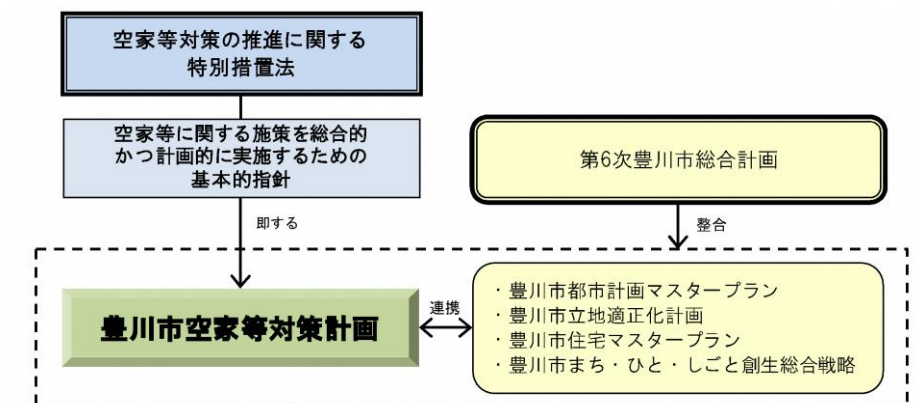
（1）背景と目的

近年、全国的に人口減少、少子高齢化社会の進む中で、既存家屋の老朽化に伴い、空家等が年々増加し、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど大きな社会問題となっています。こうした空家等に対する施策を進めるため、平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」が交付され、平成 27 年 5 月に完全施行されました。

本市においては、空家法の完全施行に伴い実施した空家等実態調査及び所有者等意向調査により、適切に管理されていない空家等が環境、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることなどの問題が顕在化し始めていることが分かりました。

このような背景を踏まえて、本市における空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が取り組むべき空家等対策の基本的な考え方を示す「豊川市空家等対策計画」を策定しました。

【計画の位置づけ】



（2）空家等対策の基本的な考え方

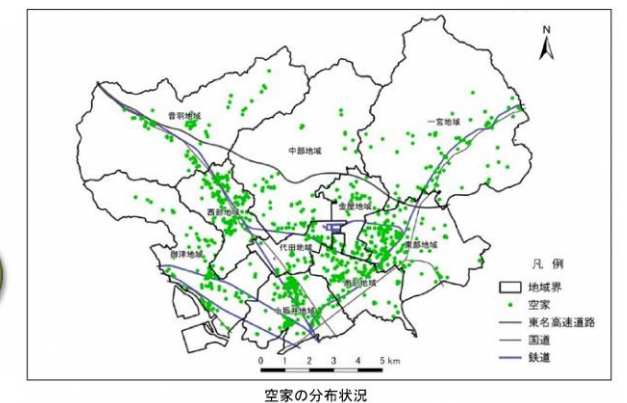
<基本理念>

- ◆市民の安全・安心を確保するための実行性のある対応
- ◆地域の活性化に向けた流通・活用の促進
- ◆実現に向けた関係部局、地域住民、民間事業者、専門家団体など多様な主体との連携

【取組方針】



【空家等実態調査】

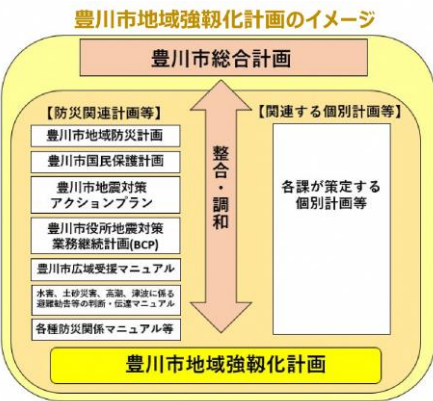


3. 豊川市地域強靱化計画（平成 30 年 3 月）

（1）計画の位置づけ

本市では、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は巨大化する台風や局地的な集中豪雨の発生により、河川氾濫や高潮による浸水、土砂災害の発生も懸念されています。そのため、国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、本市においても「強靱な地域」をつくりあげるために、「**豊川市地域強靱化計画**」を策定しました。

本計画は、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。



（2）基本目標

- 国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、基本目標を設定しています。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする

（3）留意事項

- 基本計画で示されている「基本の方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」をとりまとめ、取組みを進めていきます。

- 1 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証
- 2 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って取り組む
- 3 ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む
- 4 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮する

（4）想定するリスク

- 本市に被害の生じる、以下の災害を想定し、これによる甚大な被害を防ぐために、豊川市の強靱化を推進します。

